

組合員の皆様へ

成田政勝前理事長が令和8年1月12日ご逝去されました。すでにご存じの組合員の方もお見えになると思いますが、お知らせいたします。最後まで当組合事業の完成に向けて多大なご尽力を賜り、役員一同、心より感謝申し上げ、ご冥福をお祈りいたします。

新理事長就任の挨拶

余寒の候、皆様におかれましてはますますご盛栄の事とお慶び申し上げます。

平素は、当組合事業にご理解とご協力を賜りまことにありがとうございます。

成田前理事長の退任に際し、役員会での理事による互選の結果、私、鈴木武夫が理事長に就任することになりました。至らぬ点多々あろうかと存じますが、成田前理事長の思いにも応えられるよう、本組合事業に精一杯の努力をして参る所存ですので、よろしくお願い申し上げます。なお、副理事長でありました私の後任には、鈴木博氏の副理事長就任が同役員会にて決定されました。新三役をはじめ今後の役員（執行体制）は以下のとおりとなります。

理事長 鈴木 武夫

【役員体制】

職名	氏名	摘要	職名	氏名	摘要
理事長	鈴木 武夫	大府市追分町	理事 移転補償係	成田 光隆	大府市朝日町
副理事長	高井 成一	大府市東新町	理事 移転補償係	鈴木 厚	大府市追分町
副理事長	鈴木 博	大府市追分町	理事 換地係	伊藤 誠	大府市北崎町
理事 庶務会計係	富田 悟	大府市共栄町	理事 換地係	梶野 和敬	名古屋市緑区
理事 庶務会計係	成田 均	大府市追分町	監事	岡田 匠吾	大府市追分町
理事 設計工事係	鈴木 勇	大府市北山町	監事	山口 悦廣	大府市追分町
理事 設計工事係	鈴木 恒雄	大府市追分町	監事	山口 照光	大府市追分町

工事の進捗状況

昨年秋、二ツ池追分線を本線に切替え、名古屋刈谷線の一部（北部区間）を開通することができました。今後の幹線道路整備としましては、県道横根大府線の道路拡幅整備を予定しています。県道の交通渋滞を回避するため、また安全確保のため、昨年10月より県道西側で仮設道路工事を施工しています。

この他、宅地のひな段整地、区画道路築造工事等を順次進めている状況です。なお、商業街区につきましては、外周道路の側溝整備と街区内整地を完了し、昨年9月末に商業事業者への土地引渡しを完了しました。



仮換地証明書等の発行手数料

仮換地の指定から県知事による換地処分（本換地）が行われるまでの間、土地売買、建築行為等を行う場合には**仮換地証明書**や**敷地該当地証明書**が必要になります。証明書を必要とされる方は、組合へお申し出ください。なお、証明書の交付申請には印鑑（認印）が必要です。代理人による申請は、土地所有者の委任状（組合指定様式）が必要となります。

種 別	基本料金	追加料金	摘 要
仮換地証明	1画地 300円	1画地増ごとに 300円	本人又は代理人 ※代理人の場合は、 本人の委任状が必要
敷地地番該当地証明	1画地 300円	1画地増ごとに 300円	同上
保留地証明	1画地 300円	1画地増ごとに 300円	同上
仮換地位置図 (A3) 仮換地指定図 (A3)	1枚(カラー) 100円 1枚(白黒) 20円 1(1:2,500) 設計図 200円	-	A3サイズまで

分筆等計算及び杭設置費用

【分筆等計算及び図書修正費用（杭設置及び撤去費用は含まない）】

種 別		基本料金	追加料金	摘 要
従前地	分合筆	分筆1件 9,900円	分筆1筆増ごとに1,100円	
		合筆1件 8,800円	合筆1筆増ごとに1,100円	
仮換地	分筆	1件(1筆2分割) 24,200円	分筆1筆増ごとに4,400円	従前地分筆計算費用を含む
	合筆	1件(2筆→1筆) 16,500円	合筆1筆増ごとに3,300円	
保留地	分合筆	1件(2筆2分割) 36,300円	分筆1筆増ごとに4,400円	従前地分筆計算費用を含む
			合筆1筆増ごとに3,300円	
保留地	分筆	1件(1筆2分割) 14,300円	分筆1筆増ごとに3,300円	
	合筆	1件(2筆→1筆) 9,900円	合筆1筆増ごとに2,200円	
保留地	分合筆	1件(2筆2分割) 19,800円	分筆1筆増ごとに3,300円	
			合筆1筆増ごとに2,200円	

【杭設置及び撤去費用】

種 別		1本当り単価	摘 要
確定測量前	画地杭(木杭)の設置	43,200円	永久杭設置費用含む

届け出のお願い

1) 土地の権利などを異動するとき（定款第 87 条）

組合からの重要な書類の発送や各種通知などを組合員にもれなく行う必要がありますので、次のように権利(住所)等に異動が生じたときは、権利異動届出書のほか必要書類を添付して組合に届け出てください。

- 1 土地を売買したとき
- 2 相続、贈与等で所有権を移転したとき
- 3 抵当権、地役権、そのほかの権利を設定又は解除したとき
- 4 土地を分筆又は合筆したり、地積の誤謬^{ごびゅう}を訂正したとき

なお、住所を変更したときは、住所変更届を提出してください。

権利異動届出書、住所変更届出書の用紙は、組合事務所に常備しています。

※提出書類

権利等に異動が生じたとき・・・権利異動届出書、登記事項証明書
住所等に変更が生じたとき・・・住所変更届出書、住民票

2) 建築行為などが制限されます（土地区画整理法第 76 条）

建築行為など次のことを行う場合は、大府市長の許可が必要となります。許可申請書には組合の意見書が必要となりますので、許可申請の前に組合と協議してください。

- 1 土地の形質の変更、建築物、工作物(塀、車庫、よう壁、駐車場の舗装)等の新築、増築、改築
- 2 移動が容易でない物(5 t 以上)をたい積するとき
注) 看板等を設置するときにも必要です。

※当地区には、「大府北山地区計画」が設定されています。地区計画に関する届出が必要となる行為を予定される方は、大府市ホームページ等をご確認ください。詳細につきましては、大府市役所 都市政策課までお問合せください。

ご意見・ご質問は、お気軽に組合役員又は組合事務所までどうぞ。

【組合事務所】 〒474-0027 大府市追分町四丁目 9 番地 1
大府北山特定土地区画整理組合
TEL (0562) 51-7649
FAX (0562) 77-0929

メールアドレス：obukitayama@ma.medias.ne.jp
月～金 午前9時～午後4時30分（ただし正午から午後1時は除く）